

# 熊本県公報

号外 第 13 号  
平成 16 年 3 月 22 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 規 則**
- 熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(廃棄物対策課) 1
  - 熊本県飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行細則を廃止する規則……………(畜産振興課) 5

### 本号で公布された規則のあらまし

- ◇熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則
  - 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則の改正に伴い、関係規定を整備することとした。
  - 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
- ◇熊本県飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行細則を廃止する規則
  - 1 熊本県飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行細則を廃止することとした。
  - 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規 則

熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 16 年 3 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県規則第 10 号

熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和 52 年熊本県規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「第 15 条の 2 第 1 項」を「第 15 条の 2 の 5 第 1 項」に改める。  
第 5 条第 1 項中「第 4 項」を「第 6 項」に、「第 14 条の 3」を「第 14 条の 2 第 3 項」に改める。  
第 12 条の次に次の 1 条を加える。  
(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出等)  
第 12 条の 2 法第 15 条の 2 の 4 の規定による届出は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書（別記第 8 号様式の 2）により行うものとする。

2 省令第 12 条の 7 の 7 第 4 項の規定による受理書（以下「受理書」という。）は、廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出の受理書（別記第 8 号様式の 3）によるものとする。

3 省令第 12 条の 7 の 7 第 5 項の規定による届出は、受理書を添付して産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出に関する変更（廃止）届出書（別記第 8 号様式の 4）により行うものとする。

第 13 条第 1 項中「第 19 条の 5 第 1 項」を「第 19 条の 10 第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 19 条の 5 第 3 項」を「第 19 条の 10 第 3 項」に改める。

第 14 条第 1 項中「第 14 条第 1 項」を「第 15 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 16 条の登録証明書」を「第 17 条の登録証明書（以下「登録証明書」という。）」に改め、「以下「登録証明書」という。」を削る。

第 15 条第 1 項中「第 17 条」を「第 18 条」に改め、同条第 2 項中「第 18 条」を「第 19 条」に改める。

第 18 条の表 2 の項中「、産業廃棄物処理施設又は技術管理者」を「又は産業廃棄物処理施設」に改め、同表 3 の項中「特別管理産業廃棄物管理票、産業廃棄物処理責任者若しくは特別管理産業廃棄物管理責任者に係るもの又は産業廃棄物処理実績若しくは特別管理産業廃棄物処理実績」を「産業廃棄物管理票」に改める。

別記第8号様式の次に次の3様式を加える。  
別記第8号様式の2（第12条の2関係）

### 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書

熊本県知事 様 平成 年 月 日

〒 □□□□ - □□□□  
T E L

届出者 住 所

氏 名 印  
法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物について、熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第12条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	
産業廃棄物処理施設の処理能力 (※)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る同法第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	

- 備考 1 申請者欄の氏名（法人にあつては代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 ※欄は、産業廃棄物の最終処分場については、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及び残余の埋立容量を記入してください。

添付書類

- 1 当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の5に規定する許可証の写し
- 2 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては次に掲げるいずれかの書類
  - (1) 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類
  - (2) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを処分を業として行う者であることを示す書類
  - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3第1号、第2号第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類
  - (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の9に規定する認定証の写し

(日本工業規格A4)

別記第8号様式の3（第12条の2関係）

**産業廃棄物処理施設において処理する  
一般廃棄物に係る届出の受理書**

平成 年 第 月 号 日

様

熊本県知事 印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出について、平成 年 月 日に下記のとおり受理しました。

記

住所・氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る同法第15条第1項の許可に付された条件	

（日本工業規格A4）

別記第8号様式の4（第12条の2関係）

**産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出  
に関する変更（廃止）届出書**

平成 年 月 日

熊本県知事 様

〒 □□□ - □□□□

T E L

届出者 住 所

氏 名 印  
法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出事項を変更（廃止）したので、熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第12条の2第3項の規定により次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類		
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号		
変更内容	変 更 前	
	変 更 後	
変更（廃止）年月日		
変更（廃止）の理由		

備考 申請者欄の氏名（法人にあつては代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。

添付書類

熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第12条の2第2項の規定により交付された受理書

（日本工業規格A4）

別記第 10 号様式中「第 19 条の 5 第 3 項」を「第 19 条の 10 第 3 項」に改める。  
別記第 11 号様式中「第 14 条第 1 項」を「第 15 条第 1 項」に改める。  
別記第 12 号様式中「第 16 条」を「第 17 条」に改める。  
別記第 13 号様式中「第 17 条」を「第 18 条」に改める。  
別記第 14 号様式中「第 18 条」を「第 19 条」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

---

熊本県飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成 16 年 3 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県規則第 11 号**

熊本県飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行細則を廃止する規則  
熊本県飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行細則（昭和 61 年熊本県規則第 14 号）は、廃止する。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

